報告資料１

武蔵村山市個人情報の保護に関する法律等施行規則
第３条の規定による

保有個人情報の目的外利用等の届出

保有個人情報の目的外利用の届出

1　市長

1	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部　課税課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：１６ 名称：固定資産税・都市計画税システムファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	固定資産税･都市計画税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	目的外利用により業務を行った部署	都市整備部　都市計画課
	目的外利用により行われた業務	名称：物件移転補償費算定業務 内容：土地の評価額から地権者に支払う補償金(土地所有権移転登記報酬額)の算定を行った。
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	土地を収用する場合には、土地代金のほか、土地収用法第８８条に規定するとおり、通常受ける損失の補償を土地所有者へ補償することになっている。物件移転補償費の算定を行う際は、通常、収用や移転に伴い想定され得る損失を補償するが、土地所有者は収用された土地の代わりに新たに同価値の土地を購入することが想定されることから、土地の所有権の移転費用を補償している。東京都では令和５年７月１日東京都建設局発行の補償算定要領（以下、「算定要領」という。）に基づき、補償費の算定事務を行っている。土地の所有権の移転費用を算出するには、収用される土地に関する土地所有者の「氏名」「住居」「資産内容」を特定したうえで、「課税額」から算定要領記載の土地所有権移転登記報酬額表を参照して補償額を算出する必要があるため、土地評価証明書の目的外利用を行った。
	目的外利用をした個人情報の記録項目	土地評価証明書（1 氏名、3 住所、19 資産内容、20 課税額）
	目的外利用の時期	令和６年４月２日
	目的外利用の根拠	第６９条第２項第２号（内部利用での相当の理由）
	備考	

2	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部　課税課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：１６ 名称：固定資産税・都市計画税システムファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	固定資産税･都市計画税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	目的外利用により業務を行った部署	都市整備部　都市計画課
	目的外利用により行われた業務	名称：公共用地の確保に伴う賃借料の算定 内容：各部署が所管する借地について、課税課が保有する資産情報に基づき令和６年度分の賃借料を算定した。
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	
	目的外利用をした個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所、19 資産内容、20 課税額(課税標準額、評価額、課税地積、課税地目)
	目的外利用の時期	令和６年５月１５日
	目的外利用の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	備考	

3	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部　課税課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：１７ 名称：固定資産税・都市計画税システムファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	目的外利用により業務を行った部署	都市整備部　区画整理課
	目的外利用により行われた業務	名称：立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の実施に伴う補償業務 内容：土地区画整理法第７８条第１項による損失補償に係る補償単価を算出した。
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	補償費の算定は、補償単価に基づき行うものとされているところ、その単価は、区画整理事業地内にある標準的な画地を抽出した上で、当該画地の固定資産税及び都市計画税の評価額に基づき算出することとされている。 標準的な画地として抽出される土地の権利者の中には、既に補償が完了した権利者も存在しているところ、その権利者から本人同意を得ようとした場合、当該権利者に余計な混乱を与えることが想定されることから法第６９条第２項第２号に掲げる相当の理由に該当すると判断したもの。
	目的外利用をした個人情報の記録項目	20 当課が別途指定する所在の土地に係る課税額（固定資産税及び都市計画税評価額）
	目的外利用の時期	令和６年８月２６日
	目的外利用の根拠	第６９条第２項第２号（内部利用での相当の理由）
	備考	

4	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部　課税課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：１７ 名称：固定資産税・都市計画税システムファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	固定資産税・都市計画税の賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	目的外利用により業務を行った部署	都市整備部　区画整理課
	目的外利用により行われた業務	名称：立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の実施に伴う補償業務 内容：土地区画整理法第１０１条第１項の規定により権利者に補償すべき補償費を算出した。
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	
	目的外利用をした個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所、19 資産内容、20 課税額（固定資産税及び都市計画税評価額）
	目的外利用の時期	令和７年３月３１日
	目的外利用の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	備考	

5	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部　市民課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：１２ 名称：犯罪人名簿ファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	各種資格等の取得に関し、制限を加えるため。
	目的外利用により業務を行った部署	総務部　防災安全課
	目的外利用により行われた業務	名称：消防団員の表彰具申等に係る事務 内容：表彰具申及びその事前調査
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	消防業務に積極的に協力し、その功績が特に顕著である者を上位団体へ具申する事務を行うに当たり、対象となる消防団員が他の模範となる人物であるか確認するため、賞罰に関する事項について報告を求められたため。·
	目的外利用をした個人情報の記録項目	1 本籍、2 氏名、3 生年月日、4 住所、5 罪名、6 刑名、7 刑期、8 金額、9 裁判区分及び確定日、10 裁判所名
	目的外利用の時期	令和７年６月３日
	目的外利用の根拠	第６９条第２項第２号（内部利用での相当の理由）
	備考	

6	目的外利用元ファイルを管理する部署	市民部　課税課
	目的外利用の元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：１７ 名称：固定資産税・都市計画税システムファイル
	目的外利用元ファイルの本来の利用目的	固定資産税･都市計画税の賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	目的外利用により業務を行った部署	都市整備部　区画整理課
	目的外利用により行われた業務	名称：立川都市計画事業武蔵村山都市核土地区画整理事業の実施に伴う補償業務 内容：土地区画整理法第７８条第１項による損失補償に係る補償単価を算出した。
	目的外利用の理由(相当の理由による場合のみ)	補償費の算定は、補償単価に基づき行うものとされているところ、その単価は、区画整理事業地内にある標準的な画地を抽出した上で、当該画地の固定資産税及び都市計画税の評価額に基づき算出することとされている。 標準的な画地として抽出される土地の権利者の中には、既に補償が完了した権利者も存在しているところ、その権利者から本人同意を得ようとした場合、当該権利者に余計な混乱を与えることが想定されることから法第６９条第２項第２号に掲げる相当の理由に該当すると判断したもの。
	目的外利用をした個人情報の記録項目	20 当課が別途指定する所在の土地に係る課税額(固定資産税及び都市計画税評価額)
	目的外利用の時期	令和７年８月２９日
	目的外利用の根拠	第６９条第２項第２号（内部利用での相当の理由）
	備考	

２　教育委員会

なし

３　選挙管理委員会

なし

4　監査委員

なし

5　農業委員会

なし

6　固定資産評価審査委員会

なし

保有個人情報の提供の届出

1　市長

1	提供元ファイルを管理する部署	市民部　課税課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：１６ 名称：住民税システムファイル
	提供元ファイルの本来の利用目的	住民税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	提供により業務を行った機関	市議会議員共済会
	提供により行われた業務	名称：退職年金の支給停止措置に係る所得情報の調査 内容：６月から５月までを１年度として支給される退職年金の年度額と、その支給年度の初日が属する年の前年における退職金を除く所得金額との合計が７００万円を超える場合、その支給年度において当該７００万円を超える部分の２分の１に相当する額の退職年金の支給を停止する必要があるため、支給対象者の所得情報を調査するもの
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、2 性別、8 生年月日、14 所得状況
	提供の時期	令和６年６月２１日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	退職年金の支給停止措置に係る事務の終了まで
	備考	

2	提供元ファイルを管理する部署	市民部　課税課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：１８ 名称：軽自動車税システムファイル
	提供元ファイルの本来の利用目的	軽自動車税賦課、徴収及び証明に係る事務処理の基礎とするために利用する。
	提供により業務を行った機関	立川市長
	提供により行われた業務	名称：撤去自転車等の受領要求事務 内容：立川市自転車等放置防止条例第９条第２項により、放置自転車等の所有者に対して当該放置自転車等を速やかに受領するよう求める。
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	立川市自転車等放置防止条例で定める事務を遂行するためには、放置自転車等の所有者を特定する必要があるが、当該放置自転車の標識交付を行ったものから提供を受ける以外の方法で所有者情報を取得することはできず、また、放置自転車等であることから提供について所有者から事前に同意を得ることもできない。 したがって、本件は、個人情報保護法第６９条第２項第２号の「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」に該当するものである。
	提供した個人情報の記録項目	1 住所、2 氏名、9 車台番号、10 標識番号
	提供の時期	令和６年９月２７日
	提供の根拠	第６９条第２項第３号（提供先事務での相当の理由）
	提供先における保有の期限	所有者への車両返還または、車両の保管期間経過による処分まで
	備考	

3	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：２９ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	立川消防署　砂川出張所
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所、12 病歴
	提供の時期	令和６年３月３０日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

4	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：２９ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	北多摩西部消防署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所
	提供の時期	令和６年４月２３日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

5	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：３１ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	東大和警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所
	提供の時期	令和６年５月２９日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

6	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：３１ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	北多摩西部　消防署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	10 連絡先
	提供の時期	令和６年７月２４日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

7	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：３１ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	東大和警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、10 連絡先、12 病歴
	提供の時期	令和６年８月２日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

8	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：３１ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	立川砂川消防署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所、4 生年月日、10 連絡先、12 病歴
	提供の時期	令和６年８月２７日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

9	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：３１ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	西多摩西部消防署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、2 性別、3 住所、4 生年月日、10 連絡先、12 病歴
	提供の時期	令和６年９月１８日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

10	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：３１ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	東大和警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	1 氏名、3 住所、10 連絡先
	提供の時期	令和６年９月３０日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

11	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：３１ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	前橋警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	10 連絡先
	提供の時期	令和６年１０月１０日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

12	提供元ファイルを管理する部署	健康福祉部　高齢福祉課
	提供元となった個人情報ファイル（個人情報ファイル簿がある場合のみ）	番号：３１ 名称：高齢者福祉ファイル（保健福祉総合システム）
	提供元ファイルの本来の利用目的	高齢者の生活支援や安否確認等に係る施策に関する利用者情報の管理
	提供により業務を行った機関	東大和警察署
	提供により行われた業務	名称：高齢者の保護 内容：見守り安心カードに登録されている高齢者の個人情報をもとに高齢者の身元確認を行った
	提供の理由（相当の理由又は特別の理由による場合のみ）	
	提供した個人情報の記録項目	10 連絡先
	提供の時期	令和６年１０月２９日
	提供の根拠	第６９条第２項第１号（本人同意・本人への提供）
	提供先における保有の期限	利用後直ちに廃棄
	備考	

2　教育委員会

なし

3　選挙管理委員会

なし

4　監査委員

なし

5　農業委員会

なし

6　固定資産評価審査委員会

なし